

認定失効制度について

2021年9月17日 資源エネルギー庁

未稼働案件に対するこれまでの対応

未稼働案件の問題点

- ✓国民負担の増大:高額案件の稼働により、国民負担が増大。(一方、事業者の過剰利益に。)
- ✓ <u>コストダウンの停滞</u>:事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先。
- ✓ 系統容量の圧迫:系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞。

2016年措置(法改正等) ※全電源対象

- □ 計画認定制度を導入し、原則、2017年3月末までに接続契約が締結できていなければ失効
- □ 2016年8月以降に接続契約を締結した案件より「認定から3年」の運転開始期限を設定
 - ⇒期限超過分は調達期間(20年間)が短縮

2018年措置(告示改正等) ※太陽光のみ対象

- 2012~16年の案件のうち、一定の期限までに運転開始準備段階に至らなければ、運転開始準備 段階に至った時点の適正な価格に変更
- ※あわせて、運転開始期限の設定されていない案件にも運転開始期限を設定。

2020年措置(法改正)

※全電源対象

本日御説明する内容

未稼働認定失効制度の基本的考え方①

- 今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、
 - ①適用される調達価格の適時性の確保、
 - ②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組み とすること。
- 制度目的の達成には、未稼働の状態が長期間継続する案件について、**事業の実施(運転開** 始)が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要。
- このため、運転開始が期待されるかどうかについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の 進捗があったかどうかで運転開始に至る蓋然性を判断する。
- 運転開始に至っていない全ての認定案件を対象とする。

未稼働認定失効制度の基本的考え方②

● 運転開始に向けた進捗の確認としては、以下のタイミングが想定される。

✓ 系統連系工事着工申込み:

事業者が発電設備の設置エリアの送配電事業者に対し、工事の申込みを行い、送配電事業者は、工事費負担金(接続契約締結時に請求)を受領し、系統連系工事を開始する。

✓ 環境影響評価における準備書への勧告:

環境影響評価法に基づいて事業者が自ら実施した調査・予測・評価について、主務大臣である経済産業大臣に対して、準備書の届出を行い、経済産業大臣からの勧告等をもって、環境影響評価の最終段階である評価書作成・確定後、事業の実施に着手する。

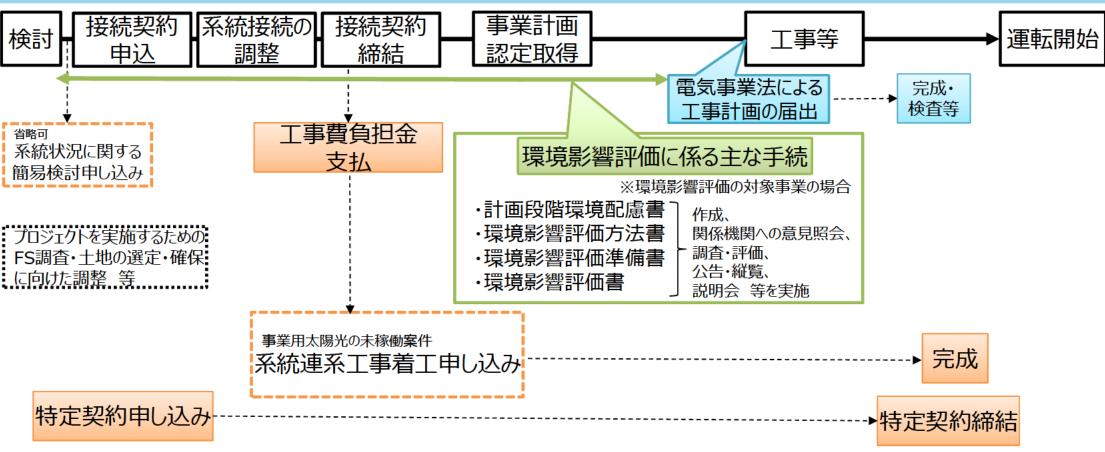
✓ <u>工事計画届出提出</u>:

事業者が電気事業法の規定に基づき、経済産業省に対して、届出を行い、事業者は、ファイナンスを組成して、設備発注し、本格的に開発工事が開始する。

● これらの基本的考え方を踏まえ、再エネ発電設備の区分等ごとに認定から失効までの期間(失効期間)を設定。

(参考) 再エネ事業の主な流れ

- 事業化の検討を開始してから、再エネ特措法の認定を受け、運転開始に至るまでのフローとして、主に系統設備と本体施設の2つのプロセスが必要になる。系統設備は、接続契約締結後、工事費負担金を支払い、工事に着工する(この際、事業用太陽光の未稼働案件(2012~2016年度認定)については、系統連系工事着工申込みの提出を位置づけ、価格変更・運転開始期限を設定)。
- また、本体施設は、電源種・規模毎に環境影響評価法に基づく諸手続を行うとともに、電気事業法による工事計画届出が受理されてから30日後に工事を開始することができる。



失効期間の設定に当たっての考え方

- 失効期間の設定に当たっては、運転開始期限を過ぎて未稼働の状態が継続する案件について、運開期 限の1年後の時点の進捗状況で適用判断することとし、具体的な進捗状況ごとに、以下のような規律 を適用する。
 - ① **系統連系工事着工申込みを行っていない案件**は、**運開期限の1年後の時点で認定を失効**する ※1。
 - ② **系統連系工事着工申込みを行った案件**は、進捗を評価できる一方、一定期間内に運転開始まで至る可能性が高いと考えられることから、**運転開始期限に、猶予期間として、運転開始期間**※2 **に当たる年数を加える**こととし、**その到来をもって、認定を失効**※3 する。
 - ③ 大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、

 運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、
 - 環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知
 - 工事計画届出

という開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件については、 運開期限に、猶予期間として、調達期間に当たる年数を加えることとし、失効リスクを取り除く。

- ※1 平成29年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件については、運開期限の設定に当たって配慮がなされていることを を踏まえ、失効期限についても同様の措置を配慮する。
- ※2 環境影響評価法に基づく環境アセスメントに要する期間への配慮期間分(太陽光:2年間、風力:4年間、地熱:4年間)は除く。
- ※3 送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅れにより失効することがないように配慮する。

系統連系工事着工申込みの提出要件

- 認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点で、<u>以下の要件</u>を全て満たすことが条件となります(②と③については、必要な場合に限ります)。
 - ① 設備を設置する場所の所有権その他の使用の権原を有していること。
 - ② 設備を設置する場所の<u>農業振興地域整備計画の変更**1</u>、または、<u>農地転用許可</u>を受けている/**届出****2**が不備無く行われている**こと。
 - ③ 設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な**林地開発許可を受けている**こと。※3
 - ※1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更(当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための行う農用地区域の変更に限る)
 - ※2 農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可/同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の届出
 - ※3 森林法第10条の2第1項の許可

(参考) 系統連系工事着工申込みの提出

● 系統連系工事着工申込書については、各一般送配電事業者が10月1日から受領を開始。

<着工申込書の受領について>

● 系統連系工事着工申込書の受領に関する各電力会社のホームページ

各電力会社は、2021年10月1日より、系統連系工事着工申込書の受領を開始致します。

- ▶ 北海道電力NW[外部サイト] 図
- ※ 「認定失効制度に関する系統連系工事着工申込書について」をご参照ください。
- ▶ 東北電力NW[外部サイト]
 - ※ 「4.留意事項(10)認定失効制度について」をご参照ください。
- ▶ 東京電力PG[外部サイト] **図**
- ▶ 中部電力PG[外部サイト] **②**
- ▶ <u>北陸電力TD[外部サイト</u>]
 - ※ 「認定失効制度について」をご参照ください。
- ▶ 関西電力TD[外部サイト] **図**
 - ※ 「2021年8月31日FIT制度における認定失効制度に関するお知らせ」をご参照ください。
- ▶ <u>中国電力NW[外部サイト]</u> **⊿**
- ▶ 四国電力TD[外部サイト]
- ▶ 九州電力TD[外部サイト]
 - ※ 「系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】のご提出について」をご参照ください。
- ▶ 沖縄電力[外部サイト]
 - ※ 「改正再工ネ特措法施行に伴う「認定失効制度」※に関する対応についてはこちら」をご参照ください。

(資源エネルギー庁 HP)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html

<着工申込書のサンプル>

2 0 〇〇年〇月〇日 **系統進系工事者工申込書 (固定失効制変用)**

< 発雷事業者

○○電力株式会社 御中

 FTT 認定股備 I D

 FTT 認定稅部 J (kW)

 系統連系開始予定 日
 年 月 日

 設備の所在地

<本中込に係る連絡先>

法人等名称				
郵便番号				
住所				
ご担当者名				
電話番号				
メールアドレス				

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに② (チェック) を入れてください。

□ 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律(関わ44年法律第28号)に基づく農業振興地域整備 計画の変更(農振除外)または農地法(関和27年法律第229号)に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である。

□ 本件対象設備に係る事業は、森林法(昭和26年法律第249 号)に基づく林地開発の許可が必要である

※上記に該当したい場合はチェックを入れる必要はございません。なは該当する・しないに関わらずチェックの有無につて経済産業省に情報提供いたします。

米太神鶴内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者 (「以下、甲」) は、以下の中込要件を構たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ。○ ○電力株式会社 (以下、之)) に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の開発に関する特別措置法 (平成 23 年法申第 108 号 「以下、再エ本特措法」) 第9 条第 3 項の設定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電 事業者が課社に、及び採用する音解器とを電気的に接続するための工事の着工を申し込みます。

中心製件

本事込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権限を取得済みであること

- 2. 農業制度地域の整備に関する排除に基づく農業制度が整備計画の変更(農業制)または農地居工基づく農地転用の許可もしくは協出が必要な場合は、本申込時似において、必要な指数変更、指数計可の取得または高級協力の受理的、可なも不確なく済んでいること
- 3. 森林おに基づく林地開発の許可が必要な場合は、本中込味品において、当該許可を得ていること

【同意和頁】

- 本本込を中が提出した後に、上記【中込期件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが中野した場合、中野した時点で、 失効となる可能性があること。
- b. 系統連系が吃了した日によって、受給開始日が将エネ物情法その他関係法令に定める選集開始期限日を知過する等、甲に倒着が生じた場合に、こに対し 油催むせめないこと。
- こが経済産業省こ対し本中込みに関する情報を提供することを承請すること、および、高速提供に伴って押に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

※未除無太陽光精置において、既に「系統24系工事着工中込書」を提出している方は、認定失効制度に係る「系統建 系工事者工中込書」を提出いただく必要はありません。

例外措置

大規模案件の例外的措置については、工事計画届出または環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告等の通知により事業の進捗を経済産業大臣が確認することとなっており、様式第7の2を各経済産業局へ申請する。

<様式第7の2>

様式第7の2 (第13条の2関係)

再生可能エネルギー発電事業に係る進捗確認申請書 (再生可能エネルギー発電事業進捗確認書)

年 月 日 経済産業大臣 殿 申請者(提出者) 住 所 (〒 -) (ふりがな) 氏 名

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第13条の2第2項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業の進捗の確認を受けたいので、次のとおり申請(提出)しませ

【再生可能エネルギー発電事業計画の内容】

設備 ID					
新規認定日	平成	年	月	日	
接続契約締結日	平成	年	月	日	
設備名称					
設備の所在地					
発電出力 (kW)					

【経済産業大臣に確認を依頼する内容及び提出する添付書類】

(下記のいずれかにチェックの上、必要な記載・添付書類の添付をすること)

- □ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されている
 - <u>添付書類</u>:届け出た工事計画届出書の表紙の写し並びに発電所の名称及び住所が確認できる工事計 原書の買り買り
- □ 電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと又は勧告までの期間延長の通知が出されている

添付書類:経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと又は勧告までの期間延長の通知の写し

(資源エネルギー庁 HP)

https://www.enecho.meti.go.jp/ca tegory/saving_and_new/saiene/kai tori/FIP_index.html

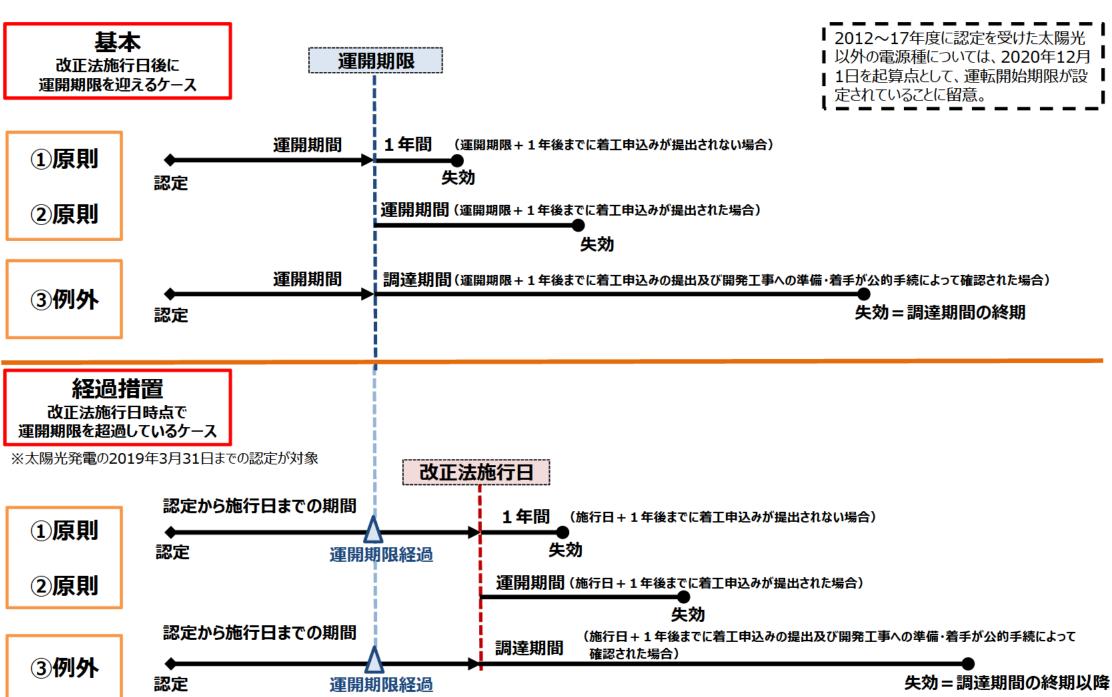
(参考) 運転開始期限について

- 運転開始期限は、施行規則及び価格告示において規定されている制度。電源毎に、認定から運転開始までの期間(運転開始期間)を定め、認定から起算して、運転開始期間が経過した日を運転開始期限と設定し、超過した場合には、超過期間分だけ調達期間を短縮するもの。
- 運転開始期限は、まず、2016年8月以降に認定を受けた太陽光について設定され、続いて、2018年4月以降に認定を受けた太陽光以外の各電源にも、設定された。その後、2018年12月の本委員会における未稼働対応の措置の決定に基づき、原則、過去の認定も含めたすべての太陽光に運転開始期限が設定されることとなった。
- 具体的な運転開始期間は、各電源の開発の特性に応じて、定められている。また、太陽光、風力、地熱の各電源のうち、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(法アセス)が必要な案件については、それに要する期間を考慮した運転開始期間を定めている。

<電源毎の運転開始期間 (認定から運転開始期限までの期間) >

電源	運転開始期間	
太陽光	3年間(法アセス対象案件は+2年)	
風力	4年間 (法アセス対象案件は+4年)	
地熱	4年間 (法アセス対象案件は+4年)	
バイオマス	4年間	
水力 (多目的ダム併設型はダム建設の遅れを考慮)	7年間	

失効制度のイメージ



ケーススタディ(1) 未稼働対象の 太陽光発電 運開期限 (着工申込み済) ※2012~16年度に認定を受け、2016年7月31日ま 改正法施行日 でに接続契約を締結したもの 認定から施行日までの期間 1年間 (施行日+1年後までに着工申込みが提出されない場合) 1原則 失効 認定 運開期限経過 3年間 ②原則 (施行日+1年後までに着工申込みが提出された場合) 失効 認定から施行日までの期間 (施行日+1年後までに着工申込みの提出及び開発工事への準備・着手が公的手続によって 20年間 確認された場合) ③例外

認定 **運開期限経過** 失効 = 調達期間の終期以降 ケーススタディ② 未稼働対象の 太陽光発電 運開期限 (着工申込み未済) ※2012~16年度に認定を受け、2016年7月31日ま 改正法施行日 でに接続契約を締結したもの 運転開始期限日が未設定 1年間 (施行日+1年後までに着工申込みが提出されない場合) 1原則 失効 認定 (施行日+1年後までに着工申込みが提出された場合) 3年間 ②原則 失効 運開期限経過 運転開始期限日が未設定 (施行日+1年後までに着工申込みの提出及び開発工事への準備・着 20年間 手が公的手続によって確認された場合) ③例外 失効=調達期間の終期以降11 認定 運開期限経過